

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令第十九號

鳥取縣立中央兒童相談所長兒童福祉法第三十二條により
同法第二十七條第一項の措置をとる権限を委任する

昭和二十三年八月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第三百八十三號

鳥取縣公衆衛生普及委員會規程を次のように定める。

昭和二十三年八月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公衆衛生普及委員會規程

第一條 本會は鳥取縣公衆衛生普及委員會といふ事務所

昭和二十三年八月二十日
第千九百三十六號

金 曜 日

を鳥取縣衛生部予防課に置く。

第二條 本會は左の事業に協力するため、知事の諮問に
答へ又は意見を具申する事が出来る。

一、衛生智識の普及

二、環境衛生の改善

三、傳染病の予防

四、鼠族昆虫の駆除

第三條 本會は委員若干名をもつて組織する。

第四條 委員は左に掲げる者の中から知事がこれを、任
命又は委嘱する。

一、醫療關係の代表者

二、地方事務所長並びに保健所長の職にある者。

三、市長並びに町村長會の代表者。

四、婦人團體の代表者。

五、學校關係の代表者。

本報ノ本ササハ國定標準A列6

六、學識經驗者。

七、地方兒童福祉委員會の代表者。

第五條 本會に次の役員を置く。役員は委員の互選による。

- 一、委員長 一名
- 二、副委員長 二名
- 三、常任委員 一名
- 第六條 役員は任期は一年とする。
- 第七條 役員に欠員を生じた時あらたに選任せられたる者の任期は夫々その前任者の残任期間とする。
- 第八條 委員長は會務を總理する。

副委員長は會務を掌理し委員長に事故ある時はその職務を代理する。

常任委員は會務を掌理する。

第九條 委員長は委員會の決議により顧問を置くことが出来る。

第十條 本會に次の職員を置き委員長がこれを委嘱する。

一、幹事 一名

二、書記 一名

第十一條 幹事は委員長の命を受け庶務を整理し、書記は上司の指揮を受け庶務に従事する。

附則

此の規程は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣告示第三百八十四號

舊鳥取縣齒科醫師會は昭和二十三年法律第一二八號（醫師會、齒科醫師會及び日本醫療團の解散に関する法律）により昭和二十三年七月三十一日清算を終了した

昭和二十三年八月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第三百八十五號

農業災害補償法第七條の規定に基き昭和二十三年五月十八日鳥取縣告示二百三十二號に依る春繭に対する共済掛金（組合員負担金）に対し左記のように賦課する

昭和二十三年八月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

危険階級区分	組合員負担掛金率	
	組合員負担掛金率	賦課率（組合員負担掛金に対し）
一	三%一三三	八%
二		一八%

鳥取縣告示第三百八十六號

農業災害補償法第六條及び第七條の規定に基き水稻に対する反当共済金額並びに共済政金率等次の通り改訂し昭和二十三年産水稻よりこれを適用する

但し昭和二十三年一月三十一日鳥取縣告示第三十四號による危険階級区分によりこれを適用する

昭和二十三年八月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、反当共済金額
- 一、二〇〇円とあるを一、六〇〇圓と改める
 - 九〇〇円とあるを一、二〇〇圓と改める
 - 六〇〇円とあるを八〇〇圓と改める
- 二、掛金率

階級区分	組合員負担掛金率	
	組合員負担掛金率	賦課率（組合員負担掛金に対し）
第一階級	二%二三九	一三%
第二同	二、一一六	一四
第三同	一、九九四	一五
第四同	一、八七一	一六

鳥取縣告示第三百八十七號

國民健康保險組合の事業を行つていた次の法人に対し組合事業の代行廃止を許可した。

昭和二十三年八月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 1 事業を廃止した法人名及所在地
法人名 宇野村農業會
所在地 東伯郡宇野村
 - 2 廃止許可の年月日 昭和二十三年八月十七日
- 鳥取縣告示第三百八十八號

